

質問第一号

全国金属労働組合とその組合員に対する不当労働行為に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十一年十一月二日

戸田 菊雄

参議院議長 河野 謙三殿

全国金属労働組合とその組合員に対する不当労働行為に関する質問主意書

東京都渋谷区桜丘町一五―一一に中央本部を置き、約二二万名の組合員を擁する日本労働組合総評議会全国金属労働組合(以下全金という)と、その組合員に対しその関係の企業が、不当労働行為を繰り返していることについて政府の見解を求める。

一 昭和五十年五月から五十一年九月までに別紙の企業が全金とその組合員に対し、団結権侵害、不当労働行為を行つたと、裁判所、地方労働委員会、中央労働委員会などからその違反行為を指摘する命令、判決、決定がなされたと聞いているが、その理由及び内容と経過の概略について明らかにされたい。

二 この命令、判決、決定について、これらの企業が現在どのような対処を行つているか、明らかにされたい。

三 これら不当労働行為を行つている企業では、当然、労働関係諸法規違反の申告や、人権侵害などで人権擁護委員会などへの申告がされたところもあると思うが、その件数と処理状況の概略について明らかにされたい。

四 全金並びにそのさん下組合員の申立てによつて、別紙の企業の外に、地方労働委員会、中央労働委員会で現在係争中の不当労働行為事件が多くあると聞いているが、その企業名、件数、内容、進行状況の概略について明らかにされたい。

五 最近、不当労働行為の申立てが増大していると聞いているが、この一年間で、各地方労働委員会にどの程度の件数が申立てられているか、明らかにされたい。

六 不当労働行為の申立てがなされてから、地方労働委員会で命令が出るまでに、かなりの年月を要していると聞いているが、平均どの程度の年月がかかるか、明らかにされたい。また、各地方労働委員会、中央労働委員会の委員並びに事務局員がかなり不足しているので審理が長期

化すると思うが、労働者保護のため、これら委員、事務局員の増員、予算処理についてどの様に考えているのか、あわせて明らかにされたい。

七 労働基準法違反、人権擁護委員会への申告などが増大しているが、監督官などの増員について積極的に行う必要もあると思うが、政府の見解を求めらる。

八 政府は、このような労働関係諸法規を無視あるいは違反している企業に対し、どのような行政指導を行っているのか。また、これら紛争中の企業の労使関係を正常化するためにはどのような処置を講じているのか、明らかにされたい。

右質問する。

別紙

長

会社名	代表取締役又は社長	被申立人所在地
日特金属工業株式会社	代表取締役 伊東勇雄	東京都田無市谷戸町2-1-1
日本スピンドル製造株式会社	社長 長露木篤造	巨崎市潮江西
株式会社電業社機械製作所	代表取締役 村上正幸	東京都太田区大森北1-1-309
メール工業株式会社	” 荒瀬清	徳島県阿波郡阿波町字東河原101
西日本重機株式会社	” 一の瀬淳光	福岡市東区下和白542
信和弁工業株式会社	” 石田貞男	川口市青木2-7-10
株式会社宮入バルナ製作所	” 大山梅雄	東京都港区赤坂8-1-9
ジェコム株式会社	” 千田儀一郎	川崎市高津区久地790
株式会社富田機器製作所	” 小島貫事	四日市市富田2-8-14
オリエソタルチェソ株式会社	” 松田耕	金沢市神宮寺町1
アイピーエム株式会社	” 椎名武雄	東京都港区六本木3-2-12
更生会社カコ	管財人 井上慶三	東京都港区新橋2-21-1
松田製線株式会社	代表取締役 松田良作	郡山市富久山久保田字古町90
株式会社本山製作所	” 本山勇夫	仙台市堤土手下5

光洋精工株式会社	池田巖三	大阪市生野区中川東2-4-6
神鋼機器工業株式会社	磯島篤三	明石市魚住町金ヶ崎字日割
福井鑄造協業組合	代表理事 中防清一郎	福井県坂井郡春江町本堂23-34-1
株式会社中防鉄工所	代表取締役 中防清治	福井県福井市若菜町201
日野車体工業株式会社	齊藤歳三	東京都中央区日本橋2-3-21
株式会社東京スピンドル製作所	堀井清	秋田県秋田郡若美町野石字才の神7-1
東京流機製造株式会社	辻好三	横浜市緑区川和町50-1
株式会社関ヶ原製作所	矢橋五郎	岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字大場2067
破産者株式会社新和工業所	破産管財人 松田定周	大阪市北区天神橋筋1-46
船井電機株式会社	代表取締役 船井哲良	大阪府大東市中垣内7-627
日本信号株式会社	林武次	東京都千代田区丸の内3-3-1